



2026 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

米国ビザの解説 ～コンテンツ関連事業者向け～

(2026 年 8 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所

海外展開支援部

目次

はじめに	1
1. 米国ビザ制度の基本的な考え方	3
1.1. 「短期商用」と「就労」の区別	3
1.2. ESTA と B-1 ビザの位置付け	3
1.3. O・P ビザの位置付け	4
2. 主なビザカテゴリーの概要	5
2.1. ビザウェーバー（ビザ免除プログラム・ESTA）	6
2.2. B-1 ビザ（短期商用）	8
2.3. O-1 ビザ（卓越能力者）	8
2.4. O-2 ビザ（O-1 受益者のサポートスタッフ）	11
2.5. P-1B ビザ（国際的に認知されたエンターテインメントグループ）	12
2.6. P-3 ビザ（文化的に独自性のあるプログラム）	13
2.7. P-1S・P-3S ビザ（P-1B・P-3 受益者のサポートスタッフ）	15
2.8. 費用について	16
3. 職業別の想定ケース・留意点	17
3.1. ミュージシャン	18
3.2. アーティスト・デザイナー	18
3.3. 俳優・声優	18
3.4. 監督・プロデューサー	18
3.5. 芸人（コメディアン）・落語家	19
3.6. ゲームクリエイター	19
3.7. サポートスタッフ	20
4. よくある質問（Q&A）	21

はじめに

近年、日本のコンテンツ産業は、音楽、映画、アニメ、ゲーム、美術、舞台芸術、伝統芸能など幅広い分野において、海外展開の機会が拡大しています。米国においても、コンサート、映画祭、展示会、撮影、プロモーション、文化交流事業など、さまざまな形で日本企業や日本人クリエイターが活動する機会が増えています。

一方、米国では、アーティストやクリエイターによる興行・芸術活動に関し、活動内容、報酬の有無、滞在期間等に応じて適切なビザ又は滞在資格を取得することが求められます。例えば、コンサート出演、映画撮影、美術展示、文化交流、プロモーション活動など、一見すると類似する活動であっても、その具体的な内容によって適用されるビザ区分が異なる場合があります。

また、米国の入国管理当局は、外国人による芸能・興行活動について、厳格に審査を行っており、短期間のイベント参加であっても、活動内容によっては就労とみなされることもあります。そのため、活動実態に適合しないビザや **ESTA** を利用して渡航した場合、入国時の追加審査、入国拒否、将来的な渡米への影響などの問題が生じる可能性があります。

さらに、出演者本人だけでなく、マネージャー、技術スタッフ、クルー等スタッフについてもそれぞれ業務内容に応じた資格の検討が必要になります。加えて、ビザの取得にあたっては政府への申請費用、弁護士費用、申請準備に係る事務負担など相応のコストが発生するほか、審査にも一定の期間を要するため、渡航直前に対応することは容易ではありません。そのため、イベントやプロジェクトの計画段階から活動内容を整理し、必要なビザの種類や申請スケジュール、予算等を踏まえた適切なビザ戦略を検討することが重要です。

本レポートでは、コンテンツ関連の日系企業や団体が米国内でイベントや事業を実施する際に、日本からアーティスト、ミュージシャン、俳優、映画監督、サポートスタッフ等を派遣する場合を想定し、実務上利用される主な米国ビザの種類、適用要件、申請手続、留意点などを解説します。その他の代表的なビザや入国後の手続きなどについては、[ニューヨーク州における 事業進出マニュアルービザー](#)も併せてご参照ください。

なお、本レポートの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所 RBL Partners, PLLC に作成委託し、2026 年 8 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび RBL Partners, PLLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび RBL Partners, PLLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ニューヨーク事務所

E-mail： NYA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail： Platform-bda@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

1. 米国ビザ制度の基本的な考え方

1.1. 「短期商用」と「就労」の区別

コンテンツ関連分野における渡航では、まず「米国で具体的にどのような活動を行うのか」を整理することが重要です。滞在が数日間であっても、米国内で実演、制作、サービス提供、販売・プロモーション活動、またはイベント運営等を行う場合は、就労に該当する可能性があります。

例えば、業界関係者との会議、契約交渉、イベント会場の視察、または既存作品の上映会への出席にとどまる場合は、「短期商用」として **ESTA** または **B-1** ビザを検討できます。一方、ライブ演奏、公演、出演、映画・テレビ撮影、作品制作、舞台設営・運営等を行う場合は、滞在日数や有償・無償を問わず、**O** ビザや **P** ビザなどの就労ビザを検討する必要があります。

【注意事項】

短期商用か就労かは、報酬の有無や滞在日数だけで判断されるものではありません。米国内で実際にどのような活動を行うのか、その活動の内容や性質を総合的に考慮して判断されます。

1.2. **ESTA** と **B-1** ビザの位置付け

ESTA はビザではなく、ビザウェーバー（ビザ免除プログラム：**Visa Waiver Program**）を利用して米国へ渡航するための電子渡航認証です。日本国籍者は、一定の条件を満たす場合、**ESTA** を取得して観光または短期商用を目的として、最長 90 日米国に滞在できます。

B-1 ビザは、短期商用を目的として一時的に米国を訪問するためのビザです。会議や商談への出席、契約交渉、業界イベントへの参加などが典型例な活動として挙げられます。**ESTA** と比較すると、**B-1** ビザでは一回の滞在が最長 180 日認められるメリットがありますが、活動範囲が広がるわけではありません。

【共通する制限】

ESTA および **B-1** では、原則として米国内で就労したり、米国の雇用者から給与やその他の報酬を受けたりすることはできません。

1.3. O・P ビザの位置付け

コンテンツ関連分野で主に検討される就労ビザには、O ビザおよび P ビザがあります。O-1 ビザは申請者個人の卓越した能力や実績、P-1B ビザはエンターテインメントグループとしての国際評価、P-3 ビザは芸術・芸能の文化的独自性を中心に審査されます。

同行するスタッフについては、O-1 受益者を補佐する O-2、または P-1B・P-3 受益者を補佐する P-1S・P-3S が検討されます。いずれも単なる同行では足りず、主たる出演者やグループの活動に不可欠な役割を果たし、専門的な技能や経験が必要です。

【I ビザ（報道関係者）の制限】

外国メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど）に所属するジャーナリストや撮影クルー等が、選挙、スポーツ大会、国際会議その他のニュース性・報道性のある出来事を米国で取材する場合には I ビザが選択肢となる場合があります。また、主として情報提供または報道を目的とするノンフィクションのドキュメンタリーの撮影に従事する監督、カメラマン、撮影スタッフ等も、I ビザの対象となる可能性があります。

一方、バラエティ番組、リアリティ番組、広告、フィクション映画・ドラマ等の商業目的または娯楽目的の制作には、原則として I ビザを利用できません。I ビザはコンテンツ関連分野における適用場面が限定的であるため、本レポートでは詳細な解説を割愛します。

2. 主なビザカテゴリーの概要

次の比較表は、コンテンツ関連分野において頻繁に検討されるビザカテゴリーの特徴を整理したものです。同じイベントに関わる場合でも、出演者、監督、プロデューサー、マネージャー、ヘアメイク、音響・照明スタッフ等は、役割に応じて異なるビザが必要になることがあります。

職種・役割	想定される活動	主な候補	確認ポイント
すべての職種・役割	会議、契約交渉、会場視察、上映会出席	ESTA（ビザウェーバー）／B-1	就労に該当する活動ではないか
ミュージシャン	ライブ、公演、ツアー	O-1／P-1B／P-3	個人かグループか、文化的独自性、実際の演奏の有無
アーティスト・デザイナー	展示、制作、ライブペイント	O-1／P-3	既存作品の展示のみか、米国内で新作制作・実演を行うか
俳優・声優	映画、配信、アニメ吹替、舞台	O-1	映画・テレビ分野の実績、撮影・収録の場所
監督・プロデューサー	撮影、演出、制作指揮	O-1	単なる映画祭参加か、実際の制作業務か
芸人（コメディアン）・落語家	公演、ライブイベント、ツアー	O-1／P-1B／P-3	個人かグループか、文化的独自性
ゲームクリエイター	制作、発表、デモンストレーション、管理	O-1／P-3	講演・商談か、実制作・実演か
サポートスタッフ	舞台、衣装、技術、照明	O-2／P-1S／P-3S	主申請者との関係、不可欠性、代替困難性

2.1. ビザウェーバー（ビザ免除プログラム・ESTA）

日本国籍者は、一定の条件を満たす場合、ビザウェーバー（ビザ免除プログラム：Visa Waiver Program）を利用し、観光または短期商用を目的に最長 90 日間米国に滞在することが可能です。

① 主な利用要件

- 滞在期間が 90 日以内であること

米国滞在は最長 90 日間に限られます。ビザウェーバーで入国した場合、米国内での滞在の延長や在留資格の変更は、原則として認められていません。

- 米国を源泉とする給与や報酬を受領しないこと

米国内法人や主催者から給与、出演料、演奏料、制作費その他の報酬を受ける活動は認められません。一方、日本の雇用主から通常の給与を受けながら、短期商用活動を行うことは認められます。

【賞金を伴うコンテスト】

賞金を伴うコンテストや競技イベントについては、賞金があるという理由だけで、直ちにビザウェーバーを利用できないわけではありません。国際的なコンテスト・競技に限り、賞金以外の報酬を受けない場合には、ビザウェーバーに該当することがあります。ただし、通常の公演や出演に対する報酬が「賞金」と表示されているだけの場合は、この例外に該当しません。イベントの性質、選考・競争の有無および支払われる金銭の内容を個別に確認する必要があります。

- 米国内で就労に該当する活動を行わないこと

米国で実際にサービスや労務を提供する活動は、報酬の有無にかかわらず、就労と判断される場合があります。そのため、公演、出演、演奏、撮影、制作、販売、プロモーション、イベント運営などは原則として就労ビザを検討する必要があります。

② コンテンツ関連分野で認められ得る活動の例

コンテンツ関連分野では、次のような活動がビザウェーバー訪問として認められる場合があります。

【事例 1】映画祭・音楽フェスへの参加

観客、招待者または業界関係者として作品の鑑賞、情報交換、ネットワーキング等を行う場合。ただし、舞台挨拶、上映後のトークイベントの出演等は、宣伝活動またはサービス提供に該当する場合、就労ビザの検討が必要です。

【事例 2】業界関係者との打ち合わせ・企画会議

レコード会社、出版社、ゲーム会社、配信事業者、ギャラリー等との企画会議。また、将来の共同プロジェクトに関する協議、ネットワーキング等は、短期商用活動として認められる場合があります。また、専門的なコンベンションへの参加は、典型的な商用活動として挙げられています。

【事例 3】米国パートナー企業との商談・契約交渉

ライセンス、配給、共同制作、スポンサー、出演、会場使用等の契約条件を交渉する場合。また、イベント開催に関する協議やコンテンツ販売に関する商談なども、契約締結に向けた交渉にとどまる限り、一般的に短期商用活動として認められています。

【事例 4】イベント会場・ロケーションの視察

コンサートホール、劇場、映画館、展示会場、コンベンションセンター、撮影候補地などを訪問し、設備、立地や運営状況を確認したり、将来のイベント開催に向けた下見や現地調査を行ったりすることは、短期商用活動として認められています。

【アマチュアとプロの区別】

音楽、演芸、スポーツ等のイベントやコンテストに参加する場合、通常は報酬を受けずに活動しているアマチュアが参加する場合には、ビザウェーバーでの渡航が認められる場合があります。

一方、通常は報酬を得て活動しているプロフェッショナルは、例え今回の出演が無償であっても、原則として適切な就労ビザを検討する必要があります。

アマチュアとプロの区別は、今回の報酬の有無だけではなく、通常の活動実態、職業、過去の報酬、イベントの性質等を総合的に考慮して判断されるので、注意が必要です。

③ ESTA（電子渡航認証システム）申請方法

ビザウェーバー訪問者は、渡航前にオンラインで渡航認証（ESTA）を取得する必要があります。申請は、米国税関・国境取締局（CBP）の公式ウェブサイト（<https://esta.cbp.dhs.gov/>）から行い、渡航情報等を入力し、所定の申請料を支払います。

申請後は通常数分以内に結果が通知され、結果は次のいずれかとなります。

- 承認：ESTA を利用して渡航できます。
- 保留：追加審査が行われ、通常 72 時間以内に最終結果が通知されます。
- 拒否：ESTA は利用できません。渡米するためには、米国大使館・領事館で適切なビザを申請する必要があります。

ESTA の承認は、原則として **2 年間有効**です。ESTA が拒否された場合、主な理由としては、犯罪歴や逮捕歴、過去のビザ却下歴、米国への入国拒否歴や不法滞在歴などが挙げられます。これらに該当する場合は、ESTA ではなく適切なビザを申請する必要があります。

2.2. B-1 ビザ（短期商用）

B-1 ビザは、米国で一時的な商用活動を行うための訪問者用ビザです。ESTA と同様に就労は認められませんが、90 日を超える滞在が必要な場合や、ESTA を利用できない場合に検討されます。

① 申請方法

B-1 ビザを取得するには、在日米国大使館または領事館で非移民ビザを申請する必要があります。一般的な手続の流れは次のとおりです。

1. DS-160（オンライン非移民ビザ申請書）を提出する。
2. ビザ申請料金を支払い、在日米国大使館・領事館の面接を予約する。
3. 面接で渡航目的等を説明し、必要に応じて招待状、日程表等を提出する。
4. 審査後、承認された場合は B-1 ビザが発給される。

② 主な留意点

- 一回の入国で最長 180 日の滞在が認められることがありますが、実際の滞在期間は入国時に CBP が決定します。
- 米国内で滞在の延長・在留資格の変更を申請できる場合がありますが、承認は保証されません。
- 面接予約や追加審査（Administrative processing）に時間を要することがあるため、十分な余裕をもって申請する必要があります。

2.3. O-1 ビザ（卓越能力者）

O-1 ビザは、科学、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を有する個人（O-1A）、または芸術分野での卓越した能力や、映画・テレビ分野で顕著な実績を有する個人（O-1B）を対象とする就労ビザです。コンテンツ関連分野では、ミュージシャン、俳優、映画監督、プロデューサー、振付師、ビジュアルアーティスト、デザイナー、ゲーム・映像クリエイター等が該当し得ます。

① 主な申請要件

O-1 ビザを取得するためには、申請者が該当分野において高い評価を得ていることを、受賞歴、報道、主要作品での役割、興行・販売・視聴実績、高額報酬、著名団体との仕事、批評および専門家の推薦状等により立証します。

芸術分野では、例えば次のような資料が用いられます。

- 国内外の主要な賞の受賞歴
- 新聞、雑誌、オンラインメディア等に掲載された記事
- 著名な作品や公演において主要な役割を果たした実績
- 著名な企業や団体との契約実績
- 商業的成功、興行成績、販売実績、視聴実績
- 高額な報酬を受けていることを示す資料
- 業界関係者や専門家からの意見書・推薦状

映画・テレビ分野では、「顕著な実績」の基準に沿った証拠が求められ、例えば作品の興行成績や視聴実績、映画祭での評価や受賞歴、主要キャストや監督としての実績なども重要な証拠となります。

② 申請方法

一般的な申請の流れは、次のとおりです。

1. 必要書類の準備

I-129 申請フォームのほか、契約書、活動日程（Itinerary）、推薦状、受賞歴やメディア掲載記事など、卓越した能力や実績を証明する資料を準備します。また、原則として、該当する米国の労働組合または同業者団体等から、予定される活動についての意見書（Consultation・Advisory Opinion）を取得します。

2. USCIS への申請

スポンサーとなる米国の雇用主またはエージェントが、USCIS（米国移民局）へ I-129 請願書を申請します。通常審査の所要期間は時期によって変動しますが、追加料金を支払って Premium Processing（特急審査）を利用することで、審査期間を 15 営業日以内に短縮できます。USCIS から追加資料要求（Request for Evidence : RFE）が発行されることもあります。

3. USCIS による審査・承認

USCIS が申請内容を審査し、承認すると、承認通知（Form I-797）が発行されます。この承認を受けた後、在外米国大使館・領事館で O-1 ビザを申請します。

4. 在日米国大使館・領事館でのビザ申請

申請者は DS-160（オンライン非移民ビザ申請書）を提出し、ビザ申請料金を支払った上で、在日米国大使館または領事館で面接を受けます。面接では、パスポート、DS-160 確認ページ、I-797 承認通知書、その他必要書類を提出し、予定している活動内容等について説明します。

5. ビザ発給・渡米

ビザが発給された後、O-1 ビザを使用して渡米することができます。

③ 注意事項

- **スポンサー必須**

O-1 ビザは、米国の雇用主またはエージェントがスポンサーとなって I-129 請願書を申請する必要があるため、申請者本人が自己申請することはできません。

- **承認期間**

O-1 ビザは、初回申請では最長 3 年間の承認を受けることができます。ただし、実際の承認期間は、米国で予定されている活動期間に応じて決定されます。ここでいう「活動」とは、単一の公演や撮影だけでなく、ツアー、映画・ドラマの制作プロジェクト、複数の公演やイベント、継続的な制作活動など、一連の関連する業務全体を含みます。そのため、申請時には活動日程 (Itinerary) を作成し、公演日や撮影日だけでなく、準備から撤収までの期間も明記することが重要です。例えば、7 日間のコンサートであれば、公演期間に加え、リハーサル、準備、移動、撤収期間も具体的に示します。一方、長期間にわたる映画・ドラマの制作プロジェクトや、アーティストとして一定期間継続して創作活動などを行う場合には、その一連の活動全体に必要な期間として、最長 3 年間の承認が認められます。

- **早めの準備が重要**

O-1 申請では、受賞歴、メディア掲載記事、推薦状など、多数の証拠資料を準備する必要があることに加えて、USCIS より追加資料の要求を受けることや、承認後の大使館面接や追加審査に時間を要する場合があります。そのため、イベント直前ではなく、十分な余裕をもって準備を開始することが重要です。

- **グループでの活動には P ビザも検討**

O-1 ビザは、ソロアーティスト、俳優、映画監督、クリエイターなど、個人の実績に基づいて審査されるビザです。一方、バンド、ダンスグループ、演劇カンパニー、お笑いコンビなど、グループとして米国で活動する場合は、活動内容によっては P-1B ビザや P-3 ビザの方が適している場合があります。

④ コンテンツ関連分野での典型例

コンテンツ関連事業者では、例えば次のようなケースで O-1 ビザが利用されることが一般的です。

1. 受賞歴のある映画監督が米国で長編映画の撮影・演出を行う。
2. 国際的に評価される現代アーティストが美術館で新作インスタレーションを制作する。
3. 著名な作曲家が米国の舞台作品の音楽制作を行う。
4. 人気ゲームのクリエイティブディレクターが米国で制作・発表活動を行う。
5. 実績ある俳優が配信ドラマの撮影に参加する。

6. 著名な振付師が米国の舞台公演を制作・指導する。

2.4. O-2 ビザ (O-1 受益者のサポートスタッフ)

① 主な申請要件

O-2 ビザは、O-1 受益者が米国で予定する活動に必要な不可欠なサポートスタッフを対象とする就労ビザです。コンテンツ関連事業者では、長年アーティストや俳優等を担当しているヘアメイク担当者・衣装担当者、舞台監督、照明・音響スタッフ、ツアーマネージャーなどが挙げられます。

O-2 ビザを取得するためには、単に O-1 受益者に同行するだけでは足りず、O-1 受益者の公演、撮影、制作等に不可欠な役割を果たしていることを証明する必要があります。また、O-2 申請者が有する技能や経験は一般的なものではなく、米国人労働者によって容易に代替できないことも示す必要があります。特に映画・テレビ分野では、O-1 受益者との長期的な協働関係や、米国外で開始した制作の継続性が重視されます。

② 申請方法

O-2 ビザは、O-1 受益者と同一の請願書 (Form I-129) で申請することはできません。O-2 用の請願書を別途 USCIS へ提出し、承認を受ける必要があります。O-2 ビザの承認期間は、O-1 受益者に認められた活動期間に限られています。また、複数の O-2 受益者を 1 件の O-2 請願書でまとめて申請することは可能です。(例: O-1 歌手に同行する O-2 バンドメンバー、ダンサー、ツアーマネージャー、ヘアメイク担当など)

③ 注意事項

- **活動範囲の制限**

O-2 ビザ保持者は、O-1 受益者を補佐する活動に限定され、O-1 受益者と離れて独立して活動したり、他の業務に従事したりすることはできません。

- **O-1A (科学・教育・ビジネス・スポーツ分野) は対象外**

O-2 ビザは、芸術分野または映画・テレビ分野の O-1 受益者を補佐する場合に認められています。科学、教育、ビジネスまたはスポーツ分野の O-1A 受益者を補佐する目的では、O-2 ビザを利用できません。

2.5. P-1B ビザ（国際的に認知されたエンターテインメントグループ）

P-1B ビザは、国際的に認知されたエンターテインメントグループのメンバーが、米国で一時的に公演するための就労ビザです。コンテンツ関連事業者では、バンド、アイドルユニット、ダンスグループ、演劇・ミュージカルカンパニーなどが対象となります。

P-1B ビザはグループ全体の実績や評価に基づいて審査されるため、個人の卓越した実績を立証する O-1 ビザとは異なり、グループとして国際的な評価を受けていることが重要となります。

① 主な申請要件

P-1B ビザを取得するためには、申請対象となるエンターテインメントグループが、国際的に認知されていることを証明する必要があります。また、原則として、グループのメンバーの 75%以上が、過去 1 年以上継続して当該グループに所属していることが求められます。

国際的な評価を証明する資料として、例えば次のようなものがあります。

- 国内外の賞や受賞歴
- 新聞・雑誌・オンラインメディア等での掲載記事
- 海外公演やツアーの実績
- 興行成績や観客動員数
- 国際的なイベントやフェスティバルへの出演実績
- 業界関係者や専門家からの推薦状

P-1B ビザの承認期間は、予定されているイベント期間により、初回は最長 1 年となります。

② 申請方法

一般的な申請の流れは O-1 とほぼ同様です。スポンサーとなる米国の雇用主またはエージェントが I-129 請願書を申請します。証拠資料として、契約書、活動日程、メンバー一覧および在籍期間を示す資料、グループの国際的な評価を示す資料、ならびに必要な応じて労働団体等の意見書等を提出します。

USCIS の承認後、承認通知（Form I-797）が発行されます。その後、各メンバーは DS-160 を提出し、在日米国大使館・領事館で面接を受けます。ビザ発給後、P-1B ビザで米国へ渡航することが可能です。

③ 注意事項

- **スポンサー必須**

P-1B ビザは、米国の雇用主またはエージェントがスポンサーとなって申請する必要があります、グループ自身がスポンサーとなることはできません。

- **国際的な評価**

グループが国際的に認知されていることを審査されるため、日本国内での人気や知名度だけでは足りず、海外での公演実績や海外メディアの報道など、国際的な評価を客観的な資料で示すことが重要です。

- **グループ単位の審査**

P-1B ビザは、個人ではなくグループ全体の評価が審査対象となります。そのため、一部のメンバーが著名であっても、グループ全体としての実績が十分でない場合は、認められない場合があります。

- **メンバー構成に注意**

原則として、グループの 75%以上のメンバーは、過去 1 年以上継続して当該グループに所属している必要があります。そのため、新規加入メンバーが多いグループについては、1 年以上の在籍要件を満たすかを早期に確認することが重要です。

④ コンテンツ関連分野での典型例

1. 海外受賞歴を有するダンスカンパニーが米国で劇場公演を行う。
2. 国際的に知られるアイドルグループが米国コンサートツアーを開催。
3. 複数国で上演実績を持つミュージカルカンパニーが米国公演を行う。
4. 世界各国で演奏活動を行っているジャズバンドが全米ツアーを実施。

2.6. P-3 ビザ（文化的に独自性のあるプログラム）

P-3 ビザは、文化的に独自性（Culturally Unique）のある芸術・芸能を、米国で実演、指導、発展、解釈、または紹介するために渡航するアーティストまたはエンターテイナーを対象とする就労ビザです。商業目的・非商業目的のいずれでも申請が可能です。

コンテンツ関連分野では、日本文化を紹介する公演、日本文化フェスティバル、伝統芸能の公演、文化交流イベント等への出演の際に利用されることがあります。日本の伝統芸能、和太鼓、狂言、日本舞踊等を紹介する教育・公演プログラム等では、P-3 ビザが検討されます。また、J-POP カルチャー、現代アート、アニメ、ゲーム関連イベント等についても、活動内容や提出資料によっては、文

化的に独自性のあるプログラムとして説明できる場合がありますが、P-3 に該当するかは慎重な検討が必要です。

① 主な申請要件

P-3 ビザを取得するには、申請者が文化的に独自性（Culturally Unique）のある芸術または芸能を実演、指導、紹介等する技能や経験があることを証明する必要があります。

また、米国で予定されているイベントや活動が、文化的に独自性を有することを示す必要があります。「文化的に独自性がある」とは、特定の国、民族、社会、文化、宗教などに固有の表現、様式または伝統を意味します。申請に当たっては、例えば次のような証拠書類を提出します。

- イベントやプログラムの内容を説明する資料
- 専門家や文化団体による意見書・推薦状
- 新聞・雑誌・オンラインメディア等の記事
- 学術論文、専門書または出版物など、当該芸術・芸能の文化的独自性を説明する資料
- 過去の公演や文化交流活動の実績を示す資料

② 申請方法

申請手続きは P-1B ビザとほぼ同様です。P-3 では、USCIS へ提出する請願書に文化的独自性を示す資料や、プログラムの趣旨を説明する資料なども提出します。

③ 注意事項

- **スポンサー要件**
P-1B ビザと同様に、米国の雇用主またはエージェントがスポンサーとなって申請する必要があります。
- **文化的独自性の立証が重要**
P-3 ビザでは、「文化的独自性」の説明が中心です。チラシやイベント名だけでなく、プログラムの目的、文化的背景、出演者の訓練・経歴、専門家の意見書等を準備することが重要です。
- **現代コンテンツでも対象となる場合がある**
日本の伝統文化に限らず、アニメ・ゲーム音楽や現代パフォーマンスであっても、日本独自の文化的表現として P-3 ビザの対象となる可能性があります。ただし、単に日本で制作されたコンテンツであるだけでは足りず、それが日本

独自の文化的表現であることを客観的な資料によって立証する必要があります。

④ コンテンツ関連分野での典型例

1. 能楽師による公演と大学でのワークショップ。
2. アイスの音楽・舞踊を紹介する博物館イベント。
3. 琉球舞踊と伝統音楽を紹介する文化プログラム。
4. 和紙、染色、工芸技法を実演するアート・デモンストレーション。
5. 日本独自の文化的表現として専門家意見書等により説明されたアニメ音楽や J-POP グループの公演。

2.7. P-1S・P-3S ビザ (P-1B・P-3 受益者のサポートスタッフ)

① 主な申請要件

P-1S および P-3S ビザは、P-1B または P-3 受益者が米国で予定する活動に必要な不可欠なサポートスタッフを対象とする就労ビザです。コンテンツ関連事業者では、演劇カンパニーに同行する舞台監督、楽器技術者、メイク・衣装担当、音響・照明スタッフ等が該当し得ます。

単に同行するだけでは足りず、P-1B および P-3 受益者の活動を遂行するために不可欠であり、その技能や経験が一般的なものではなく、米国人労働者によって容易に代替できないことを証明する必要があります。

P-1S・P-3S ビザの承認期間は、原則として主たる P-1B および P-3 受益者の活動に必要な期間に合わせて決定されます。

② 申請方法

P-1S・P-3S ビザは、主たる P-1B および P-3 受益者とは別途、I-129 請願書を申請する必要があります。ただし、1 名の P-1B・P-3 受益者に対し、複数の P-1S・P-3S サポートスタッフをまとめて請願書に含めることは可能です。（例：P-1B バンドグループに同行する音響スタッフ、ヘアメイク担当者など）

③ 注意事項

- 活動範囲の制限

P-1S・P-3S ビザ保持者は、P-1B および P-3 受益者を補佐する活動に限られており、単独で活動したり、他の業務に従事したりすることは認められていません。

2.8. 費用について

米国ビザ申請には、一般的に以下の費用が発生します。

- 米国政府へ支払う申請料（USCIS 申請料、査証申請料、必要に応じた Premium Processing（特急審査）料金等）
- 弁護士へ依頼する場合の専門家費用
- 翻訳費用、郵送費等（必要な場合）

以下は米国政府へ支払う申請料の目安です。

ビザ	政府申請料（2026 年 7 月現在・目安）
O-1・O-2	USCIS 申請料 US\$1,655 （通常企業） ※小規模事業者は US\$830 ・非営利団体は US\$530 +（任意）Premium Processing US\$2,965 + 査証申請料（MRV） US\$205
P-1B・P-3 P-1S・P-3S	USCIS 申請料 US\$1,615 （通常企業） ※小規模事業者は US\$810 ・非営利団体は US\$510 +（任意）Premium Processing US\$2,965 + 査証申請料（MRV） US\$205
B-1	査証申請料（MRV） US\$185

※上記は 2026 年 7 月時点の一般的な政府申請料です。政府申請料は随時改定されることがあります。最新情報は USCIS（<https://www.uscis.gov/forms/filing-fees>）および米国国務省のウェブサイト（<https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/fees/fees-visa-services.html>）をご確認ください。

- **弁護士費用**

弁護士費用は、案件の内容、申請の難易度、必要となる証拠資料の量、依頼する法律事務所等によって大きく異なります。詳細については、依頼先の法律事務所へお問い合わせください。

3. 職業別の想定ケース・留意点

ビザカテゴリーは肩書だけでなく、米国内で実際に行う活動と本人やグループの実績に基づいて判断します。また、米国で同じイベントに関与する場合でも、それぞれの活動内容や実績によって適切なビザが異なります。

以下では、主な職業・役割ごとに想定されるケースと注意点を整理します。

(下表再掲)

職種・役割	想定される活動	主な候補	確認ポイント
すべての職種・役割	会議、契約交渉、会場視察、上映会出席	ESTA（ビザウェーバー）／B-1	就労に該当する活動ではないか
ミュージシャン	ライブ、公演、ツアー	O-1／P-1B／P-3	個人かグループか、文化的独自性、実際の演奏の有無
アーティスト・デザイナー	展示、制作、ライブペイント	O-1／P-3	既存作品の展示のみか、米国内で新作制作・実演を行うか
俳優・声優	映画、配信、アニメ吹替、舞台	O-1	映画・テレビ分野の実績、撮影・収録の場所
監督・プロデューサー	撮影、演出、制作指揮	O-1	単なる映画祭参加か、実際の制作業務か
芸人（コメディアン）・落語家	公演、ライブイベント、ツアー	O-1／P-1B／P-3	個人かグループか、文化的独自性
ゲームクリエイター	制作、発表、デモンストレーション、管理	O-1／P-3	講演・商談か、実制作・実演か
サポートスタッフ	舞台、衣装、技術、照明	O-2／P-1S／P-3S	主申請者との関係、不可欠性、代替困難性

3.1. ミュージシャン

ミュージシャンが米国でライブ、音楽フェス、ツアー、プロモーション公演等を行う場合、ESTA や B-1 ではなく、O-1、P-1B、P-3 等を検討するのが通常です。ソロアーティストとして十分な実績がある場合は O-1、バンドやグループとして国際的評価がある場合は P-1B、和太鼓のような文化的に独自の音楽を紹介する公演・ワークショップは P-3 ビザが検討される場合があります。いずれの場合も、リハーサルやプロモーション活動等も活動日程に含めて申請することが一般的です。

3.2. アーティスト・デザイナー

美術家、現代アーティスト、パフォーマンスアーティスト等が、米国で展示会、ライブパフォーマンス、インスタレーション、トークイベント等を行う場合、活動内容の性質を細かく確認する必要があります。将来の作品展示のための打ち合わせやギャラリー訪問のみであれば ESTA または B-1 が検討されますが、米国内で新たな作品制作やライブイベント、ファッションショーの演出などの実演を行う場合は O-1 または P-3 等を検討します。

3.3. 俳優・声優

俳優が米国で映画・テレビ・配信作品の撮影に参加する場合や、声優が音声収録を行う場合、O-1 が中心的な選択肢となります。また、映画・テレビ制作であれば、映画・テレビ分野に適応される O-1B の審査基準を確認し、「顕著な実績」の基準に沿った証拠（作品の興行成績や視聴実績、映画祭での評価や受賞歴等）を準備する必要があります。

また、映画祭で既存作品の上映に出席し、舞台挨拶や質疑応答を行うだけであれば、ESTA または B-1 で対応可能な場合がありますが、具体的な活動内容を確認した上で判断する必要があります。例えば、映画祭で演技を行ったり、映画・テレビ番組の撮影、映像制作、その他の制作業務に従事したりする場合は就労ビザが必要となる可能性が高くなります。

3.4. 監督・プロデューサー

映画監督やプロデューサーの場合、映画祭への参加、業界関係者とのミーティング、配給交渉等であれば ESTA または B-1 が検討されます。一方、米国内で映画・映像作品の撮影、演出、編集、制作指揮等を行う場合は、就労に該当する可能性が高く、主に O-1 が検討されます。

O-1 ビザの申請では、映画祭や業界賞の受賞歴・ノミネート歴、映画祭への正式招待・選出実績、興行成績、視聴実績、メディア掲載記事、業界関係者からの推薦状などを準備することが重要です。

【注意事項】

ノンフィクションのドキュメンタリー制作や報道・情報提供を目的とする取材活動に従事する監督、カメラマンや撮影スタッフ等については、活動内容によってはIビザ（報道関係者）の対象となる可能性があります。ただし、Iビザは、主として報道または情報提供を目的とする活動に限られ、映画、ドラマ、バラエティ番組、リアリティ番組、広告その他の娯楽作品の制作には利用することはできません。

3.5. 芸人（コメディアン）・落語家

コメディアンや落語家が米国で公演、ライブイベント、テレビ・配信番組への出演等を行う場合は、活動内容に応じてO-1、P-1BまたはP-3ビザを検討します。

個人として著名な実績を有するコメディアンや落語家については、O-1ビザが検討されます。一方、漫才コンビやコントグループなど、グループとして国際的な評価を受けている場合には、P-1Bビザが適している場合があります。また、落語、日本の伝統話芸、または日本文化を紹介することを目的とした公演やワークショップについては、活動内容によってはP-3ビザが適している場合があります。

【注意事項】

出演料の有無にかかわらず、米国内で実際に観客に対して漫才、コント、落語その他のパフォーマンスを行う場合は、原則として就労ビザが必要となります。

3.6. ゲームクリエイター

ゲームクリエイターが米国でゲーム開発、イベント出演、講演、プロモーション活動等を行う場合は、実際の活動内容に応じて適切なビザを検討する必要があります。

例えば、ゲーム展示会や業界イベント（Comic Con 等）への参加、業界関係者との打ち合わせ、商談、契約交渉、講演の聴講、市場調査などの短期商用活動であれば、ESTA または B-1 が検討されます。

一方、米国内でゲームの開発、プログラミング、デザイン、制作指揮、モーションキャプチャー、音声収録、プロモーションイベントへの出演、またはその他の制作業務に従事する場合は、就労ビザを検討する必要があります。著名なゲームクリエイターやゲームディレクター・デザイナー等であれば、個人の実績に応じてO-1ビザが検討されることがあります。

【注意事項】

ゲームの発売記念イベントやトークショー、サイン会等については、出演内容や報酬の有無、イベントで果たす役割によって必要となるビザが異なる場合があります。そのため、実際の活動内容を事前に確認した上で、適切なビザを検討することが重要です。

3.7. サポートスタッフ

俳優やパフォーマーのツアーマネージャー、舞台監督、ヘアメイク、衣装、音響・照明、ダンサー、楽器技術者等は、主たる出演者またはグループのビザに応じて、O-2、P-1S、P-3S等を検討します。サポートスタッフは、主たるアーティストやグループの活動に不可欠であり、米国人労働者によって容易に代替できない技能や経験を有することを示す必要があります。

【注意事項】

バックダンサーは、単なるサポートスタッフではなく、出演者として O-1 ビザ、P-1B ビザまたは P-3 ビザの対象となる場合もあります。役割が「出演者」なのか「サポートスタッフ」なのかを最初に整理することが重要です。

4. よくある質問 (Q&A)

Q1. ESTA と B ビザはどのように使い分ければよいですか。

A1. ESTA (ビザ免除プログラム) は、日本国籍者等が 90 日以内の短期商用・観光目的で渡米する場合に利用できる制度です。多くの日本国籍者は ESTA を利用しますが、何らかの理由で ESTA を利用できない方 (過去のビザ却下歴など) や、90 日以上継続してアメリカに滞在する必要がある場合には、B-1/B-2 ビザを利用されるのが一般的です。

どちらも米国内での就労は認められておらず、活動内容が「就労」に該当する場合は、O ビザや P ビザなど適切な就労ビザが必要となります。

Q2. 帯同家族も一緒に渡米できますか。また、配偶者は米国で就労できますか。

A2. 帯同家族は主たる受益者と同様に米国へ滞在できますが、就労は一切認められていません。

本人の資格	帯同家族	配偶者の就労
ESTA	<u>各自 ESTA を取得して渡航</u>	不可
B-1	<u>各自 B-2 ビザを取得して渡航</u>	不可
O-1	<u>O-3 ビザで帯同可能</u>	不可
P-1B・P-3	<u>P-4 ビザで帯同可能</u>	不可

Q3. イラン等の ESTA 利用資格に影響する国*へ渡航したため ESTA の利用要件を満たさず、B-1/B-2 ビザを取得しました。その後パスポートを更新し、パスポート内の査証や入国スタンプがなくなりました。今後は ESTA を利用できますか。

A3. いいえ。通常は利用できません。ESTA の利用可否は、現在所持しているパスポートに過去の査証や入国スタンプが残っているかどうかではなく、申請者本人の渡航歴に基づいて判断されます。

そのため、新しいパスポートにイラン等の ESTA 利用資格に影響する国*への渡航記録が記載されていなくても、過去に ESTA の利用要件を満たさなかった事実は変

わりません。また、米国政府は過去のビザ申請情報や入国記録を保有しているため、パスポートを更新したことによって当該履歴が消えるわけではありません。

引き続き米国へ渡航する場合には、原則として B-1/B-2 ビザ等の適切なビザを取得する必要があります。

*次の日本人渡航者はビザウェーバーでの渡航資格がないため、渡米前にビザを申請しなければなりません。

(<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/esta-information-ja/>)

- 2011 年 3 月 1 日以降に北朝鮮、イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方（特例あり）。
- キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者の方。
- 2021 年 1 月 12 日以降にキューバに渡航または滞在したことがある方。

Q4. 過去に ESTA が承認されず、その後就労ビザ（L-1、O-1 等）を取得して渡米しました。現在は就労ビザが失効していますが、今後、短期出張や観光目的で ESTA を利用できますか。

A4. 一般的には難しいと考えられます。

ESTA の利用資格は毎回審査されますが、過去に ESTA が承認されなかった経緯がある場合には、その後も ESTA が承認される可能性は低いと考えられます。そのため、短期商用または観光目的で渡米する場合には、B-1/B-2 ビザを申請することが一般的です。

なお、最終的な判断は個々の事情により異なるため、過去の渡航歴や ESTA が承認されなかった理由を踏まえて検討する必要があります。

Q5. 米国内でのイベント出演アーティストの帯同スタッフ（マネージャー、A&R 等）が ESTA で渡米しようとしたところ、入国審査で「同行スタッフも P ビザまたは O ビザが必要」と判断され、入国を拒否されました。このような場合でも、その後 P・O ビザを取得できる可能性はありますか。

A5. はい、可能性はあります。

ESTA での入国が拒否された理由が、「予定していた活動が ESTA または B-1 ビザの範囲を超え、就労活動に該当すると判断されたこと」である場合には、その後、

実際の活動内容に適した P ビザまたは O ビザを申請し、要件を満たせば許可される可能性はあります。

ESTA での入国拒否があったことのみを理由として、将来の P ビザ・O ビザが必ず却下されるわけではありません。ただし、ビザ申請時には過去の入国拒否歴について正確に申告する必要があります。

Q6. O-1 ビザを申請する場合、卓越した能力や実績を証明する資料は複数必要ですか。

A6. はい。O-1 ビザでは、申請者が卓越した能力または顕著な実績を有することを客観的に立証するため、複数の証拠資料を提出する必要があります。

例えば、受賞歴、新聞・雑誌等の掲載記事、著名な専門家からの推薦状、公演・イベント等への出演実績、主要な役割を果たしたことを示す資料、高額な報酬を受けていることを示す資料、商業的成功や高い評価を裏付ける資料などが挙げられます。

提出すべき資料は、申請者の職種や活動内容によって異なるため、それぞれの実績に応じた証拠を十分に準備することが重要です。

Q7. O-1 ビザ申請者 1 名に対し、同行する O-2 サポートスタッフは最大で何名まで申請できますか。また、P ビザの場合も同様ですか。

A7. O-1・P-1B・P-3 ビザ受益者 1 名（または 1 グループ）に対してサポートする O-2・P-1S・P-3S 受益者について、法令上の人数制限はありません。例えば、O-1 ビザのパフォーマー 1 名に対し、50 名のサポートスタッフが同行することも制度上は可能です。

ただし、1 件の請願書（Form I-129）に記載できる O-2、P-1S または P-3S サポート受益者は最大 25 名までとされています。そのため、26 名以上のサポートスタッフを申請する場合には、通常、複数の請願書に分けて申請する必要があります。

また、人数に制限はないものの、各サポートスタッフが「必要不可欠なサポート要員」であることを個別に立証する必要があります。

Q8. イベント等の準備のため、O-1、P-1B または P-3 ビザ申請者よりも先に、サポートスタッフ（O-2、P-1S または P-3S）の申請を行うことはできますか。

A8. いいえ。原則としてできません。

O-2、P-1S および P-3S は、主たる O-1、P-1B または P-3 ビザ受益者を補佐することを前提としたビザであるため、主たる受益者の申請と同時、または主たる受益者の申請後に手続きを進めることになります。

実務上、主たる受益者の申請が承認されたことを確認した後に、サポートスタッフの申請を行うことが望ましいです。

Q9. O-1 ビザは 3 年間有効と聞きましたが、必ず 3 年間承認されますか。P-1B・P-3 ビザの期間はどのくらいですか。また、延長はできますか。

A9. O-1 ビザおよび P-1B・P-3 ビザの承認期間は、米国で予定されている活動内容および活動期間によって決定されます。O-1 ビザは、一回の申請につき、予定されている活動を遂行するために必要な期間として最長 3 年間の承認を受けることができます。一方、P-1B ビザおよび P-3 ビザは、一回の申請につき最長 1 年間の承認となります。

ただし、実際の承認期間は、米国で予定されている活動期間に基づいて決定されます。例えば、10 日間の公演であれば、公演期間に加えてリハーサル、移動および撤収に必要な期間も含めて 30 日程度、承認されることがあります。また、長期間にわたる制作プロジェクトや全米ツアー、または一定期間継続して創作活動や公演活動を行う場合には、その一連の活動全体を遂行するために必要であれば、最長の期間（3 年・1 年など）承認されます。

また、O-1 ビザおよび P-1B・P-3 ビザともに、当初承認された期間を超えて活動を継続する必要がある場合には、引き続き活動を行うために必要な期間について延長申請を行うことが可能です。その場合、P-1B ビザおよび P-3 ビザは、原則として 1 年単位で延長申請を行うことができます。

Q10. マニュアルでは「余裕を持って準備することが望ましい」とありますが、実際には渡航予定日のどのくらい前から準備を開始するのがよいですか。

A10. 一般的には、渡航予定日の約 6 か月前を目安に準備を開始することをお勧めします。

O ビザおよび P ビザでは、必要書類や証拠資料の収集、関係団体からの意見書（Advisory Opinion）の取得、USCIS での審査、さらに在外米国大使館・領事館でのビザ申請・面接など、複数の手続が必要となります。

特に、大規模な公演やツアー、複数の出演者・サポートスタッフを含む案件では、証拠資料の準備や関係者との調整に時間を要することが少なくありません。そのため、遅くとも渡航予定日の約 6 カ月前を目安に準備を開始し、十分な余裕を持ってスケジュールを立てることをお勧めします。